

告示第 38 号

江府町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに  
公布する。

令和 8 年 6 月 18 日

江府町長 白石 祐 治

## 江府町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 江府町は、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓等を踏まえ、地震による住宅の出火及び延焼を防止することにより、被害の減少並びに町民及び地域の防災力の向上を図るため、感震ブレーカーの設置をする者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、江府町補助金等交付規則（昭和38年7月1日規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、下記の基準を満たすものをいう。

- (1) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規定に定める構造及び機能を有するもの。
- (2) 一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているコンセントタイプ及び簡易タイプのもの。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、江府町内の住宅に新品の感震ブレーカーを設置しようとする者とする。

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに掲げるもので、江府町長が必要であると認めるものとする。

- (1) 江府町内に所有し、又は居住する住宅の既設分電盤を第2条第1号に該当する感震ブレーカーが内蔵された分電盤に取替えること。
- (2) 江府町内に所有し、又は居住する住宅の既設分電盤に第2条第1号に該当する感震ブレーカーを取付けること。
- (3) 江府町内に住宅を新築、増築、改築（以下「新築等」という。）する際、分電盤とともに第2条第1号に該当する感震ブレーカーを取付けること。
- (4) 第2条第2号に該当する感震ブレーカーを江府町内に所在する住宅に設置するために購入すること。ただし、助成の対象となる感震ブレーカーは、新品のものとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費であって、各年度の予算の範囲内で江府町長が必要であると認めるものとする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、この要綱に基づく助成金は、1世帯につき1回限り交付とする。

- (1) 第4条第1号、第2号又は第3号に該当する場合は、補助対象経費の全額（1,000円未満の端数

がある場合は、これを切り捨てるものとする。)とし、1世帯につき60,000円の範囲内で江府町長が認める額(電気工事に要する経費を含む。)

(2)第4条第4号に該当する場合は、補助対象経費の全額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)とし、1世帯につき20,000円の範囲内で江府町長が認める額

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、江府町感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、江府町長に提出しなければならない。

(1)感震ブレーカーを設置しようとする住宅が江府町内の住宅であることを確認することができる書類

(2)感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真

(3)感震ブレーカーの設置に要する経費がわかる見積書の写し

(4)前各号に掲げるもののほか、江府町長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第8条 江府町長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、江府町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 江府町長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1)江府町長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。

(2)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ江府町感震ブレーカー設置事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に掲げる書類のうち江府町長が指定するものを添付の上江府町長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合、申請者は、変更する部分について説明する書類を添付するものとする。

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 江府町長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、江府町感震ブレーカー設置事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、江府町感震ブレーカー設置事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる関係書類を添付して、江府町長に提出しなければならない。

(1)感震ブレーカーの設置状況を示す写真

(2)補助事業に要した経費に係る領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、江府町長が必要であると認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 江府町長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、江府町感震ブレーカー設置事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第14条 江府町長は、第13条に規定する江府町感震ブレーカー設置事業補助金交付確定通知書(様式第6号)の内容及び申請者に助成金を交付するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年度に実施された事業から適用する。

江府町長 様

（申請者） 住所  
氏名  
電話番号

江府町感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書

下記のとおり、助成金の交付を受けたいので、江府町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請をするにあたり、要綱の規定及び要綱の規定に基づく条件を遵守します。

記

1 所在地等

区分	<input type="checkbox"/> 所有	<input type="checkbox"/> 賃貸
建物所在地		
設置種別	<input type="checkbox"/> 既設分電盤を取替え又は取付け	<input type="checkbox"/> 新築等の際に取付け
区分	<input type="checkbox"/> 分電盤タイプ	<input type="checkbox"/> 簡易タイプ（コンセントタイプ）
設置予定製品 （メーカー、型番）		
設置に要する金額 （税込）※1		
申請額※2		
完了予定日	年 月 日	

※ 申請額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨ててください。

2 所有者または管理者の承諾（「1 所在地等」の区分において賃貸を選択した場合に記入）

<p>私が所有又は管理する家屋に、上記器具を設置することを承諾します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p>
--

3 添付書類

- (1) 感震ブレーカーを設置しようとする住宅が江府町内の住宅であることを確認することができる書類
- (2) 設置予定場所が確認できる写真
- (3) 見積書の写し
- (4) その他江府町長が必要があると認める書類

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

江府町長 白石 祐治

江府町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けにて交付申請がありました補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、江府町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 建物所在地
- 2 交付決定額

様式第3号（第10条関係）

（提出年月日） 年 月 日

江府町長 様

（申請者） 住所  
氏名  
電話番号

江府町感震ブレーカー設置事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付第 号にて交付決定がありました補助金について、  
交付申請の内容を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、江府町感震ブレーカ  
ー設置事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更（中止・廃止）事項		
変更（中止・廃止）理由		
申請額	変更前	円
	変更後	円

様式第4号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

江府町長 白石 祐治

江府町感震ブレーカー設置事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付第 号にて交付決定を通知した補助金については、下記のとおり交付の決定を変更（中止・廃止）しましたので、江府町感震ブレーカー設置等助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 変更後の交付決定金額 円

年 月 日

江府町長 様

（申請者）住所  
氏名  
電話番号

江府町感震ブレーカー設置事業実績報告書

年 月 日付第 号にて交付決定のありました補助金について、補助金の対象となる感震ブレーカーの設置が完了したので、江府町感震ブレーカー設置等助成金交付要綱第12条の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 感震ブレーカーの設置状況を示す写真
- (2) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し
- (3) その他江府町長が必要があると認める書類

3 請求額 円

4 補助金振込先口座（申請者本人名義に限る）

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 農協	支店
	預金種別	普通	当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

様式第 6 号 (第13条関係)

年 月 日

様

職 氏 名

江府町感震ブレーカー設置事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けにて完了届の提出がありました助成金については、下記のとおり交付金額を確定しましたので、江府町感震ブレーカー設置助成金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 建物所在地
- 2 交付確定金額